

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	11-2
許認可等の種類	漁場改善計画の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	持続的養殖生産確保法第5条第1項			
許認可等の概要	漁業協同組合等の漁場改善計画変更の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>持続的養殖生産確保法 (漁場改善計画の変更等) 第五条 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定に係る漁場改善計画(前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定漁場改善計画」という。)に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			